

令和2年第5回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年5月29日（金） 午後1時35分
出席委員 （18名）	2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （1名）	1番 今吉 耕己
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	まず、総会前に少しお時間をいただきたいと思います。1・5・一絵アンケートにつきましては、4月10日に自粛要請をいたしておりましたが、5月15日に緊急事態宣言が解除となったことを受け、アンケート調査を再開することといたしました。再開につきましては、5月18日の議案書と一緒に活動再開の文書を同封いたしました。これまで同様、3密を避ける、訪問時はマスクを着用する、他県からの帰省者等との接触は可能な限り控えて頂くなど、個々での感染防止対策に十分気をつけて実施をお願いいたします。また、体調不良の場合は、アンケート調査に限らず委員活動を控えるなど、自らの体調管理に十分注意してください。以上です。それでは令和2年第5回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は1番委員より欠席届が出されていますので、現在の出席委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。それでは議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は15番委員と16番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。届出地は野口生活改善センターの北東に位置しており、現況はシラス土にて盛土済みでありました。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を50cmとし、周囲は現況どおりとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。5月22日の時点で既にシラス土にて盛土がしてありまして、畑として利用はどうかということでご本人にお伺いしましたところ、田んぼ状態では湿田であるため保全管理できないのでシラス土にて盛土したとのことでした。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定101件、中間管理権の設定18件の合計123件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が21件提出されております。これらにつきましては、各地区で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数6筆、面積10,584㎡、利用権設定101件、筆数154筆、面積247,028㎡、中間管理権の設定18件、筆数25筆、面積30,426㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請8件が提出されておりますので、この処
--------	---

	分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1を2番委員。
2番委員	1番。申請地は木原小学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は77,066㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。
議長（会長）	次に、国分の2と3を9番委員。
9番委員	2番と3番を続けて報告いたします。まず2番ですが、申請地が横川町のため、現地調査は17番委員にお願いいたしております。申請地は木浦公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和4年7月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,165㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3番について報告いたします。申請地は湊公民館の西に位置し、現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,595㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の4を18番委員。
18番委員	4番を報告いたします。申請地は上之段地区公民館の南西に位置し、現況は田と畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,638㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、溝辺の5を13番委員。
13番委員	5番。申請地は溝辺総合支所の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,786㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	横川の6を6番委員。
6番委員	6番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和5年3月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,465㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の7と8を12番委員。
12番委員	7番を報告いたします。申請地は霧島川北多目的センターの南東に位置し、現況は田である。申

	<p>請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 185㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>8番。申請地は市野々公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5, 647㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を12番委員。
12番委員	1番を報告いたします。申出地は、持松三区公民館の西に位置しており、現況は田である。除外目的は、山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に牧園の2を11番委員。
11番委員	2番を報告いたします。申出地は、持松三区公民館の西に位置しており、現況は田である。除外目的は、山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はいご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外2件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を8番委員。
8番委員	1番につきまして報告いたします。申請地は隼人温泉プールの南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が21件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の8については、5月25日付けで取下願が提出されましたので件数は20件となります。また、国分の10は議事参与の制限に当たりますので別途審議するものいたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から4までを16番委員。
16番委員	<p>1番から4番まで続けて報告いたします。まず1番です。申請地は春山公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。転用目的は駐車場と休憩所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地、宅地、山林の23,476.79㎡を一体利用するもので、全体計画面積は24,396.79㎡であり、1種農地部分が全体計画面積の3分の1を超えていない。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2番です。申請地は国分北小学校の東に位置しており、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に3番です。申請地は清水コミュニティ広場の西に位置しており、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい</p>

	<p>ることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4番を報告いたします。申請地は清水コミュニティ広場の西に位置しており、現況は温泉パイプが設置してある。なお、昭和60年11月頃、温泉パイプ施設を設置してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地533.92㎡を一体利用するもので、全体計画面積は534.65㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の5から7を2番委員。
2番委員	<p>5番。申請地は国分京セラ工場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する雑種地93.2㎡を一体利用するもので、またその同意も得られている。全体計画面積は232.2㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>6番。申請地は国分京セラ工場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する雑種地の83.38㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は265.38㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番。申請地は国分京セラ工場の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地造成をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する宅地229.48㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は359.48㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の9と11から15を9番委員。
9番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲8区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に11番について報告いたします。申請地は公営住宅住吉団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>12番について報告いたします。申請地は公営住宅住吉団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一</p>

	<p>般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>13番について報告いたします。申請地は松木・野口ふれあい広場の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番について報告いたします。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南西に位置し、現況は駐車場である。なお、年月日不詳で駐車場にってしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番について報告いたします。申請地は下井地区集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の16と17を1番委員に代わり3番委員。
3番委員	<p>16番。申請地は鹿児島空港インターチェンジの北西に位置し、現況は資材置場である。なお、平成31年2月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番。申請地は鷹屋神社の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の18を14番委員。ここで暫時休憩といたします。
	〔休憩〕
議長（会長）	会議を再開いたします。14番委員お願いします。
14番委員	18番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の19を5番委員。
5番委員	19番を報告いたします。申請地は真孝公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい

	ることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の20と21を7番委員。
7番委員	20番を報告します。申請地は川尻公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして21番を報告します。申請地は鼻切公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、只今意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	1番の隣接地一体事業についての中身についてどういう事業なのか教えてください。
議長（会長）	はい、それでは事務局。
事務局	事業は太陽光発電施設で、今回の申請地は、駐車場と管理するための休憩所を建設するもので、一体事業としての申請となります。
5番委員	はい。
議長（会長）	はい、5番委員。
5番委員	1番に関連して、1種農地が全体の3分の1を超えないと言われたんですけど、その3分の1はということなのか教えてください。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。1種農地が全体の計画面積の3分の1を超えていない場合は、1種農地でも申請ができるということになります。
議長（会長）	5番委員、よろしいですか。
番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、国分の10を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数であります。よって、本案件は国分の10を除き許可することに決定いたしました。つきましては、6月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。それでは次に、国分の10を審議いたしますので、2番委員は退席をお願いいたします。
	〔2番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の報告を求めます。国分の10について9番委員。
9番委員	10番について報告いたします。申請地は公営住宅住吉団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1

	棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、只今、調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての国分の10については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、国分の10は許可することに決定いたしました。それでは議事参与の制限に伴う審議が終了いたしましたので、2番委員の退席を解きます。2番委員は着席してください。
	〔2番委員着席〕
議長（会長）	それでは2番委員に報告いたします。只今の議事参与に伴う案件は、許可することに決定されました。以上で、令和2年第5回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。先般行われました地区推進会におきまして、委員よりご質問がありました。その内容は、3条と利用権の受人で、市外からの新規就農者は特別班で対応できないかということでした。現在の特別班の運用では、前回の農業委員の改選時に委員の数が半数程度となったことから、特別班の負担軽減をすべく、今まで行っていました3条、利用権の新規就農者の現地立会いをやめ、各地区の推進員と農業委員へお願いすることを各委員へ説明しておりました。しかしながら事務局ではその都度運用を変更しながら実施して参りたいと考えておりますので、皆様方のご意見を頂ければと思います。なお、農地法、基盤強化法の審査時に、申請者への現地立会いを強制することはできません。あくまでもお願いでございます。仮に現地立会いを拒否されても、審査時に拒否を理由に不許可相当とすることも違法となりますので併せてご説明させていただきます。以上でございます。
議長（会長）	はい、只今事務局の方から説明がありましたが、推進会議の中で恐らく出た意見だろうと思えます。いかがでしょうか。特別班で調査を行うのかこれまでどおり推進員の方で行うのか。その時々ケースがあると思いますが、今回のケースとしてどのようなケースだったのか、距離が遠かったのか、県外だったのか、通作距離が遠かったのかどういった問題があったんでしょうか。事務局説明をお願いします。
事務局	はい、補足して説明させていただきます。今回のケースについては、利用権設定で新規就農の方の申請が出ていたんですけど、申請者が始良在住の方で新規就農ということで、地区の推進委員さんに調査はして頂きました。その推進会の中で、市外からの新規就農の方については、なかなか人となりがわからないところがあるということで、推進委員さんだけではなく農業委員さんも一緒になって調査をして頂いて、複数の目を見た方がいいんじゃないかというようなことが発言の趣旨です。ですので、以前、旧体制の時は特別班で回っていたと、今の体制になって基本的には推進委員さんが調査に行っているんですけども、推進委員一人だけでいいんだろうかというところが推進委員さんにもあられるようで、特に地区外からの申請者の方については、複数の目を見て頂いた方がいいんじゃないかというような意見です。必ずしも特別班ということでもなく、できれば農業

	委員さんと一緒に見てもらった方がいいかなというようなニュアンスでございました。以上です。
議長（会長）	はい、何か意見があれば出して頂ければと思います。今の説明は市外であったということと、新規就農者であったということで、推進委員さん一人ではということでしたが、皆さんから何かご意見はありませんか。
5番委員	はい。
議長（会長）	5番委員、どうぞ。
5番委員	地元の方だったら大体分かるんですけど、見知らぬ人を一人で判断するのは荷が重いと思うので、農業委員さんと一緒にした方がいいと思います。
14番委員	はい。
議長（会長）	14番委員、どうぞ。
14番委員	強制的な立会い依頼はできないということですか。だけど、本人と会わないと分からないですよ。推進委員なりが来てくださいますようお願いしたとき来なかったら困るので、特別班でもいいんじゃないかと。農業委員と推進委員とペアですればいいんじゃないのと、推進委員一人じゃなくて2人であるようになっているんだからという話はしたんですけど、強制ができないとなった場合、人となりが分からないし、どこにどういう状態で道具等を揃えているのか分からないし、判断基準が曖昧なような気がします。
議長（会長）	なるほど、他に。はい、2番委員どうぞ。
2番委員	特別班になれば何月何日の何時に来てくださいますと言えるのですか。以前のように、新規就農者の人たちも市外の方から来てもらっていたでしょう。それができるのかできないのか、今の説明ではできないということになるのでは。
議長（会長）	はい、事務局どうぞ。
事務局	以前は確かに立会いを求めておりました。ただ調べてみたんですけど、農地法の中で申請者に過度の負担をかけてはならないというのがあります。ただ、現地立会いを求めることが、申請者の過度の負担となるのかというのは、非常に難しいところがあるんですけども、これは強制力は全くありません。ですので、来なさいということとは言えません。事務局の方では、これまでお願いで時間指定等しておりました。必ず来なさい、でなければ不許可にしますよというのは絶対に言えません。来なければ不許可にしますということも絶対に言えません。来なかったからといって不許可にすることは絶対にできません。ですので、基本的に申請者さんの携帯番号なり聞いてできれば電話連絡なりで聞き取りをしてもらおう。また、現地の方に出向いて頂いて推進委員、農業委員さんで現地を見て頂いて、電話での聞き取りを行うのはどうか。確かに申請本人さんと会った方が安心はすると思います。ただ、相手方も色んな方がいらっしゃると思います。兼業農家でその農地を取得する方、遠方で1時間位かけて来られる方、色んなケースが想定されるんですけども、ケースバイケースで特別班に入れたりしているんですけど、そこは柔軟に対応をしているところです。市外の新規就農者については、事務局でも特別班に入れるべきかどうか判断がつかかぬ場合もありますので、一律に新規就農者は見ると決めて頂いた方が事務局としては判断がしやすいのかなと思います。以上です。
議長（会長）	ほかに何かありますか。はい、事務局サイドとしては、今日、皆さんいらっしゃるのでもここでどちらか決めたほうがいいですか。例えばこれまで同様でいくのか、特別班で現地調査を行うのか、決めたほうがいいという事ですか。
14番委員	はい。
議長（会長）	14番委員。
14番委員	特別班を組む場合、利用権設定なので推進委員も入って来る来ないの問題もあります。電話の聞

	き取りでいいのであれば、地区の推進委員や農業委員でもいいかもしれません。電話で聞いた内容の報告で済むのであればですね。電話なので、道具が揃ってなくても揃っているというかも知れませんが、それでいいのであれば特別班を組まなくてもいいのではないですか。
10番委員	はい。
議長（会長）	はい、10番委員。
10番委員	特別班については、日程が決められていますので、相手方に対してお願いしやすいので、市外の新規就農者については、特別班で回るということでいいんじゃないかと思います。
議長（会長）	はい、特別班で回ると。もう一方いらっしやいましたね。はいどうぞ。
15番委員	私の所は推進委員と農業委員と必ず2人1組で回るようにしています。2人で時間を合わせて。また、推進委員の仕事も農業委員と2人で回るようにしています。
議長（会長）	はい、そういうところもあります。
6番委員	はい。いいですか。
議長（会長）	はい、6番委員。
6番委員	はい、私のところも推進委員さんと2人で回っています。新規就農者については、その地区に入るわけですから、農業委員さんや推進委員さんに知り合いがいるわけですから、人間性というのはそこで直接的でなくても間接的にわかるのではないですか。新規就農者で初めてだからわからないというのは、その人を信用しないという目線から壁を作っているような意見にも聞こえます。
議長（会長）	はい、壁と言うより確認作業をするというふうに考えていただければよろしいかと思います。はい、10番委員どうぞ。
10番委員	はい、先ほど言ったように2人でされているのは分かります。ただその時に相手方に対して推進委員と農業委員の2人で話して、いつどこに何時という調整をするのは大変だと思います。ですから特別班であれば、事務局からいつどこに何時にと前もってお願いしやすいのではと思います。市外からの申請もそんなにたくさんないと思いますので、特別班で回ってもいいと思うのでその方向でいいのではないですか。
議長（会長）	はい、わかりました。それではそろそろ取りまとめたいと思いますが、2つ意見があつてこれまで通りでいいのではという意見で推進委員さんと農業委員さんの2人で回ると意見と、県外・市外の新規就農に限っては特別班を組み調査してはという意見だと思うんですが。どうしますか、裁決しますか。
事務局	すいません。裁決する前に参考までに29年度のデータですけれども、新規就農の特別班での現地調査の実績は3条と利用権で35件です。1ヵ月にすると2、3件出てくるのかなという計算になります。これは新規就農だけです。ちなみに東京の法人さんが借りられて、実はこういうのは今までもあったんですけど、立会いに呼ぶと。こういうのを入れてもいいのですか。通知を出して来る来ないはまかせるということで。
議長（会長）	大体まとまりましたかね。裁決の方向でいきます。さきほどの2つのパターンを。
事務局	裁決のパターンの確認をさせてもらっていいですか。まず、農業委員さんと推進委員さんの2人1組で回るのが1案、特別班を組んで調査に行くのが2案とします。現地立会いに立会人を呼ぶんですが、相手方が来る来ないというのは相手方の任意になります。立会いをお願いするのは両方ともお願いをします。この2つの裁決パターンでよろしいですか。
10番委員	さっきも言ったように、ただ新規就農者というのではなくて、市外からの新規就農者に限定してやってもらわないと、ただ新規就農者というのは件数がものすごく多くなります。市内については、今までどおり委員で見て頂いて、市外からの新規就農者について委員で見るのか特別班で見るのかの裁決の仕方をお願いします。

議長（会長）	はい、ではまず、市内と市外の新規就農者を2つに分けて考えたときに、市内の分は地元の委員さんたちで見ると、市外から入ってくる新規就農者については特別班でと。
14番委員	はい、ただ、利用権設定については、推進委員さんの仕事でもあるわけなので、推進委員が入らず農業委員だけで決定してもいいんですか。
事務局	はい、農業委員会の意思決定は総会になりますので、運営について総会で決まったことが決定となります。
14番委員	問題ないですか。
事務局	総会での決定なので問題はないです。
議長（会長）	はい、では裁決します。市外の新規就農者だけでいいという方はいらっしゃいますか。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員ですね。では、次にもう1点伺いますが、市外の新規就農者について、地元の推進委員と農業委員だけで行った方がいいという方、申請人への連絡は事務局が行うということで、そちらがいい方は挙手をお願いします。
	〔5名挙手〕
議長（会長）	5名ですね。では、あの方市外の新規就農者の現地調査は特別班で行うことに賛成ということですね。はい、それでは、今裁決をしたとおり、来月から申請があったときに市外の新規就農者については、特別班で調査をするということによろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	では、事務局より手続の説明をお願いします。
事務局	はい、ありがとうございました。来月から特別班の枠に入れようかと思えます。ただ、先ほどから申し上げますとおり、立会いは必ずしも強制できるものではございません。当然、特別班の枠には入れるんですけども、相手方にはお願いという形で要請いたします。もし、都合がつかない場合は、代理人とか、もし都合が悪ければ来られないという事もありますので、その時は事務局の方から説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。
議長（会長）	はい、それでは他にございませんか。事務局もよろしいでしょうか。はい、それではないようですので、令和2年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時55分

15番 _____

16番 _____

19番 _____